

遺児手当

両親または父母の一方が死亡して遺児となった中学校卒業前の児童を養育している方に、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

※養育とは、児童と同居して監護し、生計を維持することをいいます。

■支給要件

- 市内に住所を有する日本国籍の方で、次のいずれかに該当する方
- ・父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父または母で、現に配偶者を有しない方
 - ・父母の一方が死亡した児童を養育する方、または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方
 - ・父母が死亡した児童を養育する方、または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

■手当額

児童1人につき月額3,000円
 ※支給には所得制限があり、前年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には原則として支給されませんが、減額措置などもありますので、手続きの際は、必ず事前にご相談ください。
 ※認定請求の際に、戸籍謄本などの添付書類をご提出いただきます。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に対し、給付金を支給します。

■対象者 令和4年6月1日時点で市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯主

- ・令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯（住民税が課税の他の親族等の扶養を受けている世帯は除く）
- ・令和4年1月以降の家計急変世帯

※令和3年度分の給付金を受給した世帯等は対象外です。

■支給額 1世帯あたり10万円

■申請方法

確認書（対象者あてに通知）または社会福祉課に設置している指定の申請書類を提出

■申請期限

確認書 発行日から3か月後

申請書 9月30日(金)

令和3年度分確認書の提出がお済みでない方でご希望の方は、申請書での提出をお願いします。

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899

広報しもつけを郵送します

市民の方を対象に、有償で広報しもつけの郵送を行っています。ご希望の方は、総合政策課でお申し込みください。

また、以下のいずれかに該当する方は、郵送費の免除を受けることができます。

- ・世帯員全員が65歳以上
- ・障がいなどにより、近くの公共施設などへ行くことが困難

免除を受けるには、年に一度申請の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886



あそびに
おいで

詳しくはこちら

www.afsen.ed.jp

親子参加イベント

家庭開放

0・1・2歳児対象

やっています

日程はHPをご覧ください

0・1・2才のお子さんとお母さんが集まります。みんなで楽しく遊ぼう！

あいぜん

ファミリークラブ

幼保連携型認定こども園
愛泉幼稚園

0285-44-7783

(担当：北原・大越)

だいにあいぜん

にこにこクラブ

幼保連携型認定こども園
第二愛泉幼稚園

0285-44-2838

(担当：福田・小林)

子育て応援団
育児相談

どんなことも
遠慮なく、お問い合わせください。